

議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

環境課 環境保全担当

議案名

議案第91号 あっせんの申立てについて

趣旨・目的

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して桐生市が実施した放射線対策に要した費用のうち、東京電力ホールディングス株式会社が応じていない損害賠償について、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADRセンター」という。)にあっせんを申し立てるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

次のとおりあっせんを申し立てるものです。

1 申立先

東京都港区西新橋一丁目5番13号
原子力損害賠償紛争解決センター

2 申立人及び申立ての相手方

申立人:桐生市織姫町1番1号
桐生市

相手方:東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社

3 申立内容

相手方は、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに発生した放射線対策に要した費用について、損害賠償金18,670,937円を申立人に支払うこと。

背景・経過

桐生市は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して、放射線対策を行ってきました。この対策に要した費用について、東京電力ホールディングス株式会社に損害賠償請求を行ってきましたが、同社が支払にに応じていない費用がありますので、平成29年に続き、今回ADRセンターに2回目のあっせんを申し立てるものです。

(裏面：参考資料)

参考資料

あっせんの申立てについての議案上程経過

年月日	議会	内容
H29. 12. 19	平成 29 年 第 4 回定例会	「あっせんの申立てについて」原案可決 (H23～H27 年度に発生した放射線対策に要した費用 を対象)
R2. 3. 17	令和 2 年 第 1 回定例会	「和解について」原案可決 (上記あっせんを申し立てたことにより示された和 解案を議決)
R5. 11. 29	令和 5 年 第 4 回定例会	「あっせんの申立てについて」(2 回目)上程 (H28～R4 年度に発生した放射線対策に要した費用 を対象)